

## 通達

### 食品に近い領域従業員の方々へ、根拠法 感染予防管理法第 43 条第 1 節第 1 号

多くの食品には細菌などの病原体が容易に増殖しやすいです。食餌を通して体内に入れば病原体が重病につながります。こうした汚染食品が販売されたり飲食店ないし施設関連に供給されれば極めて多くの人が発病します。

従って病原体が食品に転移するリスクが高い場合には食品に近い領域に勤務することは認められません。

#### 食品に近い領域に勤務することが認められないのはどんなときでしょうか？

以下に挙げる病気に罹っている方またはその疑いがある場合、食品に近い領域に勤務することは認められません：

- チフス、パラチフス、コレラ、細菌性赤痢、サルモネラ感染症、その他伝染性下痢
- A 型肝炎または E 型肝炎
- 感染した傷または皮膚病であって感染/罹患部位から病原体が食品に転移する可能性がある場合。

#### 感染症の識別方法は？

以上に掲げる病気に罹っているか否かは医師の診断に任せてください。以上の病気であることを示し通常は識別しやすい病気に特徴的な兆候(症状)があります。こうした病気の兆候には以下が挙げられます：

- 下痢（一日に三回以上の水状の排便）
- 高熱に加え重篤な頭痛、腹痛、関節痛、下痢ないし便秘が伴う
- 黄疸（皮膚や目）、色が明るい大便、濃い尿
- 赤く変色、ねばねばした、液がにじみ出るまたは膨張した開いている傷口や皮膚病部位

ご自分でこれらの病気の兆候を認識された場合にとるべき対応は何でしょうか？

ご自分でこれらの病気の兆候を認識された場合は食品に近い領域で勤務しないでください。必ず医師の診断を受けてください！食品に近い領域に勤務していることを医師に伝えてください。さらに雇用者に速やかに報告してください！

故意またはうっかり雇用者に伝えなかったり勤務を病気にも拘わらず継続した場合、罰金 **25,000** ユーロまたは二年までの収監による罰則を受けます。感染予防管理法第 6 条第 1 項第 1 号にいう伝染または同法第 7 条にいう病原体の伝播が発生した場合、罰則は最長 **5 年**の収監に及ぶ場合があります。

**病原体は自覚症状がない場合でも対外に拡散する場合があります！**

病気の兆候がなくなっても特定病原体は病気の回復後も長時間大便により排出されている場合があります：

- サルモネラ
- コレラ菌
- 赤痢菌
- 腸管出血性大腸菌(EHEC)

検便により医師が病原体の排出状況を判断します。病原体が便から検出される限り、食品に近い領域で勤務することは認められません！

病原体を排出していたり記載の症状のいずれかがあるときは全面的に絶対勤務してはならないのでしょうか？

ここにいう業務禁止は食品に近い領域のみに適用されるもの、すなわち健康状態からして勤務可能な場合は食品以外の領域（オフィスなど）では問題ありません。

**「食品に近い領域」を具体的に言うと？**

食品に近い領域に属する業務：

- a) 飲食店その他共同体ケアに関連する施設の厨房
- b) 開封状態の食品（牛乳、乳製品、肉、魚、フレッシュサラダ等）の加工、処理、流通。
- c) 病原体が食品に用品を介して（洗浄等）拡散するおそれがある業務も含まれます。

### 食品関連の感染予防に貢献できる方法とは？

衛生管理により病原体の拡散を阻止することは可能です。いくつかの**簡単なルール**に**注意**すればその阻止に寄与することができます：

- 出勤前、新たな作業バッチ前、化粧室に行く度、食事時間の前後に石鹸で両手をよく洗うこと。手を乾かすには使い捨て用紙をご使用ください。
- 勤務開始前に指輪やイヤリング、ブレスレット、腕時計を外してください。
- 衛生保護衣服を着用してください。
- 食品のそばでせきやくしゃみをしない。
- 手や腕の小さい清潔に維持している傷口を水を通さない絆創膏で覆ってください。

### 雇用者にはどんな責任がありますか？

- 雇用者は保健所/衛生管理局の**証明書**を提出した場合のみ食品に近い領域で勤務させることができます！
- さらに雇用者は作業開始後に再度指図し、その指図内容を記した書類に捺印し署名したうえで食品証明書に登録してください。この手続きを二年ごとに繰り返して行ってください。
- 都度最新指図書を発行した証明を雇用者は許可証明書とともに**事業所**に保管し、査察の際に呈示する義務があります。